

鶴ヶ島市立鶴ヶ島中学校いじめ防止基本方針

令和7年 4月 1日

鶴ヶ島市立鶴ヶ島中学校

1 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

2 鶴中の基本方針

- いじめは「どの学校、どのクラス、どの子にも起こりうるもの」という共通認識を持ちます。
- いじめを早期に把握できる学校、いじめにしっかり組織的に対応できる学校づくりを、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます。
- いじめに対する取組を進めるなかで「一人前の社会人として自立していける」子どもを育てます。

3 組織

いじめ対策委員会（常設：生徒指導部会）

（1）構成メンバー

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談主任
学年生徒指導担当 養護教諭
※学年主任 ※スクールカウンセラー ※スクールソーシャルワーカー
※主任児童委員 ※青少年健全育成推進協議会長 ※学校協議会会長 ※PTA会長
※西入間警察生活安全課署員 ※学校医 等 （※は必要に応じて招集）

} 生徒指導部会

（2）会議

年度当初会議 本年度の方針の確認
定例会議 いじめの認知 いじめの解消の確認 情報交換 対応策の確認
年度末会議 年度のまとめ 次年度への引き継ぎ 取組の見直し
臨時会議 いじめ発生時の対応方針

4 いじめ未然防止、早期発見、早期対応、重大事態に関する具体的な取組

（1）いじめ未然防止の取組

- ・「主体的、対話的で深い学び」を重視した授業展開
- ・自己有用感を高める特別活動の実施
- ・1 学年においては、「いじめ防止プログラム」「情報モラル教育」を年間計画に位置付け
- ・全学年に対して「非行防止教室」（情報モラル教育含む）を年間計画に位置付け
- ・小中学校間や青少年健全育成協議会等との連携強化

(2) いじめ早期発見の取組

- ・定期的なアンケート(生活アンケート年3回、せらぷらす年2回)と面談の実施
- ・生活ノートの活用
- ・教育相談体制の充実(相談室面談・SC との面談・学習室の整備・教育センターとの連携)
- ・教育相談部会・生徒指導部会の情報共有

(3) いじめ早期対応の取組

- ・発見後の管理職への報告・連絡・相談
- ・生徒指導部会及びいじめ対策委員会の円滑な機能
- ・保護者への連絡及び指導、経過、結果の確実な連絡
- ・関係機関、教育委員会との連携

【留意事項】

- ☒ いじめている生徒への指導…許されないことであることを認識させ、ただちにいじめをやめさせる
- ☐ いじめられている生徒への指導…本人の立場になったの聞き取り、意向に基づいた解決方法を一緒に考える 絶対に本人を守る姿勢
- ☐ 見ているだけの生徒への指導…傍観はいじめ行為への加担と同じであることに気づかせる
- ☐ 学級全体への指導…いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す

5 保護者との連携

- ・定期的な生徒の現状報告(学級通信、学年通信、学校だより等)
- ・家庭への啓発(4月の授業参観、2学期の保護者会時にチェックリスト配布)
- ・いじめ対応及び指導方法等の事前連絡・周知徹底
- ・学校の取組のPTA役員に向けた報告及び協力依頼

6 関係機関、専門家との連携

- ・鶴ヶ島市立教育センターと連携する
- ・スクールカウンセラー、さわやか相談員等心理の専門家との連携

7 年間取組計画(取組の評価とPDCAサイクル)

- ・生徒指導部会の定期的開催(いじめ防止対策委員会)
- ・生徒指導部会(いじめ防止対策委員会)において、取組の見直しと次の取組の改善について定期的に検討する。

8 重大事態の対応

【重大事態とは】

- ・自殺企図、身体に重大な障害、金品等に重大な被害、精神疾患発症、年間30日以上欠席等
- ・生徒や保護者から、上記の事態に至ったと申し出があったとき

(1) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、ただちに教育委員会に報告

(2) いじめ対策委員会の開催

当該重大事案に係る調査を行うため速やかにいじめ対策委員会を開催する

(3) 調査の実施

市教委の指導助言の下、重大事態に至る要因となったいじめ行為が①いつごろから②どこで③誰から④どのような態様であったか、⑤いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか⑥学校・教職員がどのように対応したか⑦これまで「いじめアンケート」の記載内容はどうかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(4) 配慮事項

- ・スクールカウンセラーとも連携し、さまざまな視点から意見を徴収し、調査方法と方針を決めて迅速に対応する。
- ・被害生徒と家族に寄り添い、調査をする際には、要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・加害生徒及びその家族に対しても丁寧な説明を行い、調査の実施について説明を行う
- ・在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う

参考

いじめ防止対策基本法(平成 25 年)

鶴ヶ島市いじめ防止等基本方針(平成 26 年 4 月)

I's2019 ～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～(平成 31 年 3 月)